

日見大曲・宿町団地第 1 期整備事業
要求水準書

別紙 3 化学物質室内濃度調査要領

令和 5 年 10 月

別紙3 化学物質室内濃度調査要領

1. 採取時期

- (1) 内装工事完了後とする。
- (2) 室内の換気を十分に行うこと。

2. 採取を行う住戸・居室

- (1) 測定する住戸の数は、建設戸数の1割以上かつ、各住戸タイプ2室以上とする。
- (2) 測定する住戸・居室は、本市の指示による。(日照の多い南側の居室を原則とする。)

3. 採取位置

当該居室の中央付近で、床からの高さは概ね1.2mから1.5mまでとする。

4. 採取前及び採取中の開口部の開閉

化学物質の採取を行う前に、当該住戸のすべての窓や扉(造付け家具、押入れなどの扉を含む)を30分間開放し、屋外に面する窓及び扉を5時間以上閉鎖した後採取すること。当該居室の中央付近で、床からの高さは概ね1.2mから1.5mまでとする。

5. 換気設備の稼働

停止した状態とする。

6. 測定物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
※新たに室内濃度の指針値が追加された場合は、追加された物質も含む

7. 測定方法

品確法の評価方法基準第5の6-3の(3)のロに定める方法によること。

8. 記録

- (1) 採取時、測定室ごとに次の採取条件を記録すること。
採取条件：採取開始年月日、採取時刻、室温、相対湿度、天候、日照の状況

9. 濃度分析

個々の採取機器ごとに定められた機関で分析を行うこと。

10. 測定結果等の報告

- (1) 分析結果により安全が確認された後は、速やかに報告書を作成すること。報告書の作成要領については、測定前に市から指示を受けておくこと。
- (2) 報告書は、完工検査までに本市へ提出すること。